

部活動改革の経緯と国及び北海道の動向について

1 部活動の意義と課題

○部活動は学校が必要に応じて計画する教育課程外の学校教育活動の一環として行われ、生徒が自主的・主体的に参加し、部活動顧問である教員の献身的な支えにより運営されてきました。

○部活動はスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保するとともに、生徒の責任感、連帯感を涵養し、自主性の育成、また、人間関係の構築や自己肯定感を高めたりするなど教育的意義が大きい活動となっています。

○一方で、人口減少や少子化による生徒数の減少や、教職員の負担が大きいことから、学校教育としての活動だけでは、生徒の多様なニーズに応じた活動ができないなど、部活動の運営体制の維持が困難になっていることから、持続可能な仕組みづくりのために全国的に部活動改革が進められています。

学校部活動の課題・改革の必要性

① 少子化の進展

少子化により、学校の規模が小さくなる中、**1つの学校単位ではチームスポーツなどが十分に実施できない**

② 学校における働き方改革

学校における働き方改革の必要性が高まる中、**学校の教師のみに頼る指導体制は維持できない**

(参考1) 中学生世代の人口推計 2023年：約322万人 ⇒ 2033年：約259万人

(参考2) 中学校教師の時間外在校等時間 R4：約58時間 ⇒ 目標(R11)：約30時間

(参考3) 学校部活動の意義

- ・生徒が、身近に、気軽に、安全・安心な環境の下で、スポーツ・文化芸術活動を行う機会を公的に保障
- ・生徒の体力向上、責任感・連帯感・リーダーシップの育成、好ましい人間関係の構築などに寄与 など

2 部活動改革の目的

○部活動改革の目的は、少子化が進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保し、充実を図ることです。

○部活動地域展開は、学校が主体となり行われてきた部活動から地域主体の地域クラブ活動に転換し、スポーツ・文化芸術活動を地域全体で支えることで、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動環境を目指します。

部活動改革の全体像（イメージ図）

少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむ機会を確保・充実**するため、学校部活動の『**地域連携**』及び『**地域展開**』を推進



3 国・道の取組（改革推進期間）

○国は令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てるという意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。」と示し、休日における地域連携・地域移行を促進するため、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付けました。

○これを受け、道教委は令和5年3月に「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を策定し、国が改革推進計画とする令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間とし、道内において地域の実情に応じた段階的な地域連携・地域移行の実現に向けた取組が円滑に進むよう、市町村の実施イメージの提示や環境整備の支援などが示されました。

第1章 国の動向

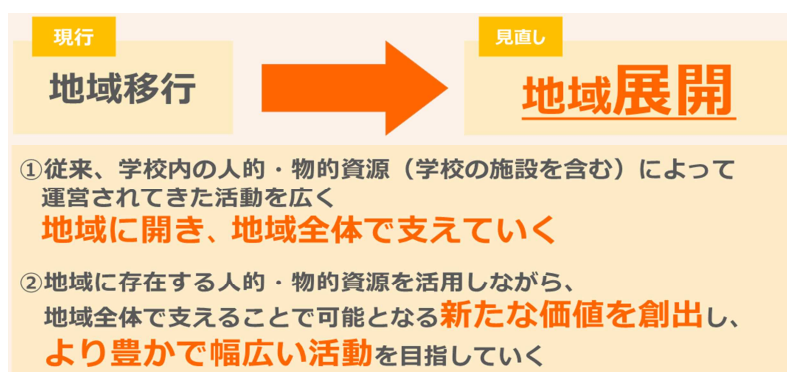
- ・平成29年以降、学校における部活動の厳しい現状を踏まえ、部活動の適正化、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されてきた
- ・公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行を進めること、地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援することが示された（令和4年国のガイドライン）

第2章 北海道における方向性

- ・公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本とし、休日の部活動の地域クラブ活動への移行については、令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・公立高等学校については、生徒の心身の健全育成や教員の働き方改革の観点から、地域や学校等の実情に応じて部活動の改善に取り組む

4 国・道の取組（改革実行期間）

○改革推進期間の終了に伴い、国は部活動改革を更に加速させていくため、令和7年12月に新たに「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。令和8年度から6年間を「改革実行期間」と定め、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るための新たな指針が示されました。



新たなガイドライン
(スポーツ庁HP)



改革の理念等	● 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ● 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出 ● 質の担保等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築 ● 改革の理念等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。		
次期改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	令和8年度～10年度 「改革実行期間」(前期)	令和11年度～13年度 「改革実行期間」(後期)
休日	改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す		
平日	各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）		

○これに合わせ、道教委においても、国の方針や道内の市町村の状況を踏まえ、部活動改革の理念をよりの確に表すため、「地域移行」から「地域展開」に名称を変更した上で、令和8年3月に「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」の改定を行いました。

第2章 計画の改定について

1 国の動向

- ・ R6.8～R7.5 有識者会議 最終とりまとめ(R7.5)を公表
- ・ R7.12 ガイドライン策定 前期3年間(R8～R10年度)・後期3年間(R11～R13年度)を「改革実行期間」と設定

2 「地域移行」から「地域展開」へ

- 部活動をより広く地域に開き、地域全体で支えることにより、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動に転換していくという考え方をよりの確に表す。

変更のねらい > 発展性や新たな価値をイメージできること

- 〔新たな価値の例〕
- ◆ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験
 - ◆ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながりの創出
 - ◆ 地域クラブの指導者による一貫的な指導 など

3 改定の趣旨・計画の位置付け

- 国のガイドラインの部活動改革の理念や基本的な考え方を踏まえ、令和8年度以降の部活動の地域展開を推進するための方向性を示す。

4 部活動改革の理念

- 急激な少子化が進む中、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会を保障
- 障がいのある子どもや運動・文化芸術活動が苦手な子どもを含め、全ての子どもたちがそれぞれの希望に応じて、等しく多様な学びと体験に触れられ、心の居場所ともなる環境を整備することが何よりも重要

5 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

(1) 地域クラブ活動の在り方

- 部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値の創出が重要
- 部活動改革の理念等を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等による実施が重要

(2) 地域クラブ活動に関する認定制度

- 国が示した認定要件等に基づき、地域クラブ活動の質の担保のため市町村が認定を行う制度
- 質を担保するため、適切な指導や運営体制の確保、学校等との適切な連携などが認定要件

6 目標

- 上記の改革の理念の実現に向け、地域展開の着実な推進を目指す。
 - ・ 原則、計画期間内(R8～R13年度)に休日の全ての部活動において地域展開
 - ・ 現時点で休日の地域展開等が進んでいない場合は、前期3年間(R8～R10年度)の間に着手

7 計画期間

- 令和8年度から令和10年度までの前期3年間及び令和11年度から令和13年度までの後期3年間の計6年間

8 推進体制

- サポートチームが市町村の取組状況や課題等を把握した上で、地域の実情に応じた提案や助言を行い、本計画に基づく施策を推進するとともに、本計画の進捗状況は、「部活動・地域クラブ活動関係者会議」に報告の上、計画を効果的に推進
- 前期における取組等の中間評価を行い、課題への対応策の検証等を行った上で、後期において平日の部活動改革を含む取組を検討

北海道推進計画
(北海道教育委員会HP)

